

令和3年度第1回五所川原市総合教育会議 会議録

〈開催日時〉 令和3年8月25日（水）15：30

〈開催場所〉 五所川原市役所 3階 委員会室

〈議事日程〉

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 教育長挨拶
- 4 協議
 - (1) 特別支援教育の充実について
 - (2) 通学路の安全の確保について
- 5 閉会

〈出席者〉

市長	佐々木 孝 昌
教育長	原 真 紀
教育委員	木 村 吉 幸
教育委員	奈 良 陽 子
教育委員	楠 美 恭 寛

〈説明のために出席した者の氏名〉

・教育委員会（事務局）

教育部長	夏 坂 泰 寛
教育委員会事務局教育総務課長	永 山 大 介
教育委員会事務局学校教育課長	三 和 明 久

・市長部局

総務部長	飯 塚 祐 喜
財政部長	櫛 引 和 雄

〈会議録作成者氏名〉

教育委員会事務局教育総務課課長補佐	工 藤 大
-------------------	-------

◎開会（15：30）

○夏坂泰寛 教育部長

ただいまより、令和3年度第1回五所川原市総合教育会議を開会いたします。
開会に当たり、佐々木市長より御挨拶をいただきます。

◎市長あいさつ

○佐々木孝昌 市長

それでは御挨拶申し上げたいと思います。

本日はお忙しい中、令和3年度第1回総合教育会議に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。教育委員の皆様には、日頃より当市の教育行政の推進及び文化の振興に格別の御尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、去る6月に新たに就任した原真紀教育長におかれましては、今後も教育委員の皆様とともに、当市の教育・文化振興のため、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

さて、昨年度の第2回総合教育会議では、令和3年度学校教育指導の方針等の重点とあわせて、ICTの活用を協議案件としたところです。協議では、1人1台端末に代表されるICT活用を、これまでの教育実践等を組み合わせて、教職員と子供たちの力を最大限に引き出すことを学校教育上の重要課題とし、確かな学力の向上と豊かな心と健やかな体の育成の実現に向けて、認識の共有を図ることができました。

今年度は、平成30年度第2回総合教育会議の案件でありました、特別支援教育について、改めて学校の現状と課題を確認し、今後の取組方針について協議いただくとともに、6月末に千葉県八街市で発生した小学生の交通事故を踏まえて、通学路の安全の確保について、現状と課題、そして今後の取組方針等について確認し、児童生徒の安心安全の確保を図ってまいりたいと思いますので、委員の皆様方には忌憚のない御意見をいただきたいと考えております。

当市の目指すべき姿を具現化するため、市長部局と教育委員会がさらなる連携を深めることは教育行政を的確に推進する上で非常に重要であると考えておりますので、本日は皆様方どうぞよろしく願いをして、挨拶に代えさせていただきます。

ひとつよろしく願いいたします。

○夏坂泰寛 教育部長

ありがとうございました。

続きまして、教育長より御挨拶をいただきます。

◎教育長あいさつ

○原真紀 教育長

教育委員会を代表いたしまして、一言御挨拶申し上げます。

市長より御紹介いただきましたが、6月市議会において、市長から任命、そして議会の同意を得まして、6月23日付けで教育長に就任いたしました。

再任されました丁子谷委員をはじめ、4人の教育委員並びに関係各位と協力して、本市教育充実のために、真摯に取り組んでまいりたいと考えておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

私にとっては初めてではありますが、五所川原市総合教育会議はこれまで12回開催され、様々な重要案件について市長と教育委員会が協議、調整をし、教育施策の方向性を共有してまいりました。

教育委員会にとりましては、教育行政を推進するうえで極めて大きな意義を持つ会議であると認識しております。

本日は、特別支援教育と通学路の安全確保が案件となっております。

いずれも重要かつ喫緊の課題であると考えております。

市長部局との共通認識のもと、更なる充実改善に向けての方策に取り組んでいくために、良い機会と考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○夏坂泰寛 教育部長

ありがとうございました。

本会議は約1時間を予定してございますので、よろしく願いいたします。

これより会議の進行は議長である佐々木市長にお願いいたします。

◎会議録署名者の指名

○佐々木孝昌 市長

それでは次第に従って会議を進めてまいりますので御協力のほど、よろしく願いを申し上げます。

まず会議録の署名者についてですが、五所川原市総合教育会議の運営に関する要綱の第8条第2項に従い、私の方から2名の指名をさせていただきます。教育委員会からは原教育長を指名いたします。

なお、市長部局からは私のみの出席ですので、原教育長と私の2名が署名することといたしますのでよろしく願いいたします。

◎協議 案件1 「特別支援教育の充実について」

○佐々木孝昌 市長

それではこれより協議に入ります。

まず案件1「特別支援教育の充実について」を議題といたします。

協議に当たり、教育委員会事務局から資料が提出されておりますので、資料を基に説明をお願いしたいと思います。

○（事務局説明）三和明久 学校教育課長

私の方から「特別支援教育の充実について」、資料1とグラフのあります資料2を使って説明いたします。

それでは、資料1の「1 本市の現状と課題」についてです。(1)として、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通常学級在籍であるものの、特別な支援を要する児童生徒の割合が増加傾向にあります。

資料2をご覧ください。グラフ1のとおり年々児童生徒数が減少する中で、グラフ2が示すとおり特別支援学級に在籍する児童生徒は増加しております。

また、グラフ3は、障害を有する幼児児童生徒の個々の状況を総合的に判断し、適切な学びの場と必要な教育支援について審議する教育委員会に置かれた附属機関である教育支援委員会の調査対象となった幼児児童生徒数の推移を表しておりますが、こちらも年々増加しております。

なお、令和3年度のデータは8月11日現在のデータであり、例年であればこの後、15から20名程度の対象者の追加が見込まれております。

このように、特別な支援を要する児童生徒が増加する中で、学校においてはこうした子供たちを支援する体制の充実とともに、保護者や関係機関との連携強化が求められております。

(2)は、教職員の資質向上についてです。特別支援教育に関わる教員の専門性を高めることはもちろん、全ての教職員が特別支援教育に関する知識、技能を有することが求められております。

(3)として、障害の有無にかかわらず、共に生きる共生社会の実現を目指し、学校ではインクルーシブ教育が推進されております。そのため、特別支援学級及び通常学級における、特別な支援を要する児童生徒の学習上、生活上の支援を行う学校教育支援員を配置するなど、支援体制の整備に努めているところですが、支援を要する児童生徒の増加、障害の複雑化、多様化に伴い、更なる人的支援の充実が求められております。

こうした現状と課題を踏まえ、「2 今年度の取組（予定及び実績）」として、そこに記載してありますとおり、(1)では先ほど説明した教育支援委員会の設置、(2)から(4)には、教職員等の研修の実施、そして(5)の幼保小の連携事業、そして(6)の学校教育支援員の配置等の取組を実施しております。

なお、学校教育支援員については、資料2のグラフ4のとおり、年々増員を図り、令和3年度には29人を市内小中学校に配置しているところです。

「3 今後の取組」として、3つ掲げてあります。(1)教育と福祉の連携強化として、特別な支援を必要とする子供が、乳幼児期から学齢期まで、切れ目なく支援を受けられる体制を整備するため、福祉部局や幼保こども園との相互理解の推進、円滑な情報共有を図る必要があること、(2)全ての教職員を対象とした研修会の実施として、全教職員を対象として、特別支援教育や発達障害等に関する事例研修を積極的に実施する必要があること、(3)授業における支援体制の充実として、学校教育支援員の勤務時間の拡充や増員を図るなど、人的な支援の充実を図る必要があることを挙げております。

学校教育課としましては、幼児、児童生徒、一人一人の教育ニーズを把握し、それ

に対応した適切な指導及び必要な支援を行うという特別支援教育の理念に基づき、今後とも特別支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

○佐々木孝昌 市長

ありがとうございました。

ただいま事務局の方から「特別支援教育の充実について」の説明がありましたが、これから教育委員の皆様方から御意見をお聞かせいただきたいと思います。

順番に関しては、奈良委員、楠美委員、そして木村委員と進んで、本日、丁子谷委員は急遽家庭の事情があって欠席ですが、丁子谷委員については事前に御意見をいただいておりますので、教育部長の夏坂より後ほど聞かせていただきたいと思います。

まずは特別支援教育についての御意見について、奈良委員からお願いをしたいと思います。

○奈良陽子 教育委員

就学前の幼稚園や保育園等との連携、協議について、より具体的な充実を図って欲しいと思います。各学校にどういった子供たちが入学してくるのか、より具体的なことを話し合いできるような会議の持ち方が必要だと思います。

また、障害の判定がわかっている子供だけではなく、一般的によく言うグレーゾーンの子供の方が多分、数的にも増えているような現状なので、そのグレーゾーンの子供たちとの関わり方とか支援についても、学校の先生方がやってると思うんですけども、学校での話し合いとか、関係団体との学習会等を踏まえて、より勉強していくことが必要だと思います。

○楠美恭寛 教育委員

特別支援児童には、一人一人の障害の状態を把握した上での支援が必要になると思います。

しかしながら、毎年増加傾向にある特別支援児童数において、担任の先生だけでは負担が大きくなってしまうため、学校全体での協力や情報の共有が大切であると考えます。

また、負担軽減の観点から、このほど導入したICTの効果的な活用や、福祉などの関係機関とも連携することで、効率的な活動に繋がっていくのではないのでしょうか。

○木村吉幸 教育委員

特別支援といっても、特別支援学校、特別支援学級、それから普通学級というような形で、教育の場があるわけなんですけれども、グレーゾーンと言われる、例えば知的、情緒、肢体不自由という形での分け方というか、それにはとらわれないような子供たちがものすごく増えてきています。

その子たちがどこの教育機関、どこの学級で学ぶことができるのかなというのが、なかなか判断が難しい部分というのが出てきているのではないかなという気がしています。

ですので、教育支援委員会から答申された子供たちを、いかに学校として受け入れていくのかということがこれからの課題になっていくのかなという気がします。

○佐々木孝昌 市長

ありがとうございました。

それでは、丁子谷委員については、夏坂部長の方からお願いいたします。

○夏坂泰寛 教育部長

それでは丁子谷委員からいただいている御意見を紹介します。

特別支援教育については、学校、保護者、地域の共通理解が必要です。また、支援が必要な児童生徒が増えていることから、支援員やTT（チームティーチング）の協力体制の充実が必要ではないでしょうか。

支援センターについて、女性教員を配置するなど、教員体制の充実が必要ではないでしょうか、という御意見をいただいております。

○佐々木孝昌 市長

ありがとうございました。

ただいま、教育委員の方から色々な御意見をいただきましたけれども、これについて教育長の方から意見をお願いしたいと思えます。

○原真紀 教育長

特別支援教育について、文科省の定義の中で出てくる文言に「適切な指導及び必要な支援」ということがございますけれども、これが一人一人の教育的ニーズをしっかりと踏まえたうえで、組織的に展開できるかどうかということが各学校における特別支援教育充実のカギになることと考えております。

そういう意味では、学校教育課長の説明にもあったとおり、教育と福祉の連携、それから教職員の研修、人的支援体制、これらについては今後とも一層充実していく必要があると考えております。

また、委員の皆様からも大変貴重な意見がたくさん出ました。

そのうち幾つかちょっと触れていきたいと思いますが、まずグレーゾーンの子供に対しての対応ということでございます。

この言葉は、一般的に知的障害や発達障害と思われる特性や症状があっても、診断基準に合っていなかったり、あるいは診断を受けていなかったりする場合に使われることが多いのですが、単純に数字だけで割り切れないというところはあるのですが、

1つ知的障害を例にとって考えますと、IQ70というところが1つの境目になっております。

程度の差はあるものの、これ以下が特別支援学級、あるいは特別支援学校での学びに繋がっていったという現状です。そして、例えば、IQ75の児童生徒は、一般的には通常の学級で学習するということになるわけなんですけれども、通常の学級について考えてみますと、IQ100前後の子供たち、児童生徒が最も多く在籍しています。このことを考えると、例えばグレーゾーンの子にとっては、一斉授業においては、かなりの困り感があるものだというふうに考えております。

今、知的障害について例に出しましたけれども、発達障害系のグレーゾーンの子の場合は、対人的なトラブル、あるいは学習面での困難さの原因が非常に見えにくいということもあって、特性に配慮した対応をするには非常に難しさがあります。場合によっては、叱責を繰り返されることなどによって自己肯定感が下がったり、さらにそれによってうまく適応できなくなったりという、二次障害的な部分も懸念される場所です。

こういったことで、委員の御指摘にもあったとおり、教職員の研修ではこのグレーゾーンの子供に対してのアセスメント、あるいは対応、こういったことに関わる内容をこれから少し充実させていく、盛り込んでいく必要があるというふうに考えております。

それから、丁子谷委員からもありました支援センターについて、女性の教員を配置するということですが、今、支援員は全員男性ということで、なるほどなというふうに聞かせていただきました。これは年度内に変動するのですが、現在10名の生徒が通っております。この10名は全て中学生ですが、その10名のうち8名が女子生徒ということで、さらにそのうち7人は受験を控えている3年生ということになります。

そうすると、その思春期の、心情的にも様々な揺らぎのある、さらには学校にもなかなか足が向かない状況の子供たちにとって、様々な悩み、受験、進路、そういったことを相談したりするうえでは、やはり男性も女性もいた方がいいのではないかなということ、それは今後十分考えていかなければならないことだなというふうに聞かせていただきました。

また、特別支援学級に在籍する子供たちが増えているということですが、学校教育課長の示した資料にもありました、本市において平成27年度からどんどん増え続けております。

これを国と比べてみたときに、ちょっと数字を追ってみましたら、国の方は令和2年度までしかないのですが、平成27年度から令和2年度までで国は1.5倍に増えております。本市の場合も、その令和2年度で比べてみますと、1.7倍ということで、増えております。さらには、令和3年度までとなると1.9倍ということで、国と同様に増加傾向にあるのですが、さらに、本市の場合は増えているという傾向がちょっと顕著であるというふうに考えております。

この機会ですので、先ほど木村委員も学級の障害種別のことに触れておりましたので、本市の特徴として御紹介したいのですが、全国で見ると、例えば知的障害の特別支援学級、自閉症・情緒障害の特別支援学校、ここが一番多いわけなんですけど、その

他難聴であるとか、肢体不自由であるとかそういうのがあるんですけれども、多くの割合は知的と自閉症・情緒障害になります。

国の場合は、知的障害に在籍する子供の割合が約45%、自閉症・情緒障害の方は約50%、ただ、それが県になりますと、知的が35%に自閉症・情緒が60%、さらにそれが五所川原市になると、知的が25%に、自閉症・情緒が約70%。

本市の特徴としては、国を上回る増加傾向にあるということと、もう1つは学級でいくと、自閉症・情緒障害に在籍してる子供たちが多いという傾向をこの機会ですので御紹介させていただきました。

そういったことも踏まえて、様々なことにこれから対応していきたい、市長部局の協力も得ながら進めていきたいと思っております。

最後にもう1つお話をさせていただきたいのですが、新しい障害、ゲーム障害についてです。2019年の5月のWHOの総会でゲーム障害、これが疾病として正式に承認され、2022年の1月からですので、あと約4か月後に発効されることとなります。

それによりゲーム障害は新たな依存症として、アルコール依存症ですとか、そういったものと同じ治療が必要な精神疾患として扱われることとなります。疾病ですので、もちろん我々や学校ではなくて、医師が診断するということとなりますが、もうすでに小中学生の中では依存傾向が見られるという子もおります。

さらに、どう対応してよいか悩んでいる保護者の方が年々多くなってきているように感じております。深刻な状況になる前に専門機関にどう繋げるかということも含めて、学校が保護者や児童生徒と教育相談を進めていくために必要な情報というのを教育委員会としても提供していく必要があるだろうなと感じております。

○佐々木孝昌 市長

ありがとうございました。

あと、教育委員会の方で何かありませんか。

ただいま3人の委員、そして丁子谷委員からは文書で意見をいただきました。また、原教育長からは非常に内容の濃い意見をいただきました。確かに、小学生、中学生も含めてですね、支援を要するような生徒は間違いなく増えてきております。

そして今、最後に原教育長が言ったゲーム、これに対しては子供のみならず大人も依存がありますので、逆にこれがこれから大きな教育上の支援、ある意味では依存の問題というのは子供にも出てきておりますので、非常に問題は多岐にわたっていると思います。

ただ、子供の将来のためには何をすべきかということは、当然、障害の有無は関係なく、子供を持つ親にとっては永久の命題であろうと思っておりますけれども、これについては、学校はこの命題に対して保護者と一体となって、子供の最適な教育環境をどう整えていくかということがこれからの課題だと思っております。

やはり親にしてみるとですね、多分うちの子は一般の学級で教育を受けられるんだと、当然、家庭の中で自分の子供を見ているとそう思うと思うんですよ、誰でも親であれば。それでもやはり、学校としてなかなか対応できないという場合もありますけ

れども、できる限り親の考え方を尊重して、支援をしながらその子供の将来のことを考えて、できる限り普通学級の中で教育を受けられるのであれば、そういう環境を整える努力を教育現場、そして市長部局の方もそれに沿って考えなければならないと思っております。

今後この支援については、教育委員会の方とも連携を取りながら、我々市長部局として、福祉部門、そしてこの支援については人的なものになりますので、人的なものイコール予算がかかっていく部分がありますので、その辺は教育委員会と話をしながら、効率的に支援ができるような人的な体制をしっかりと整えるように話を進めて、これから協力して推進していきたいと思っておりますので、お互いに協力をしながら、将来の大人になる子供たちを、これからは親の責任ではなく、社会の責任で育てていくというような観念が私は必要だと思っております。

どうしても日本人というのは、教育に限らずしつけそのものでも、子供は親が責任を持って育てる、育てなきゃいけないっていう観念ですよ、そういうような観念を持ってると思うんですよ。

そうではなく、子供は地域社会全体で育てていくんだというのが私の考え方なんです。要するに給食の無償化もある意味では子供たちを育てるのは地域全体で育てるんだと、その子供たちがひいては地域を背負っていく大人になっていくんだ、であれば地域全体で子供を育てましょうというのは基本的な私の考え方ですので、やはりこういうグリーゾーンの、ある意味は支援が必要な子供たちでも、その将来を考えたとき、できる限り普通の教室で、支援が必要であれば支援員を配置して教育をするというような教育現場を何としても作っていくように協力したいと思いますのでよろしく願いをしたいと思います。

それでは次の案件に移りたいと思います。

案件2「通学路の安全確保について」を議題といたします。

協議に当たって、教育委員会の事務局より説明お願いいたします。

○（事務局説明）永山大介 教育総務課長

通学路の安全の確保について、資料3とその下の参考資料を使ってご説明いたします。

まず、資料3「1 現状と課題」についてです。はじめに「(1) 小学生の交通事故発生の状況」についてでございます。参考資料の1の表をご覧ください。

近年、全国的に小学生の交通事故による死者・重症者数は減少傾向にあり、平成23年に1,665人だったのに対し、令和2年では637人と大幅に減少しておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響がない平成27年から令和元年の減少率は緩やかになっております。

このことから、効果的な対策を講じなければ、交通事故による小学生の死傷者数の減少は頭打ちになる可能性がございます。また、千葉県八街市で発生いたしました交通事故は今後も発生する可能性がございます。

次に資料3の「(2) 青森県内における歩行中小学生の交通事故の特徴」についてでございます。こちらも参考資料の2の表をご覧ください。

まず（１）の表ですが、学年別で一年生の死傷者数が最も多く、死亡・重症者数の75.5%が1、2年生と低学年となっております。

また、（２）の表から、午前7時台、午後3時から5時までの登下校時の死傷者が全体の68.2%と多くなっております。

さらに（３）の表からは、死亡・重症者の75.4%で何らかの交通違反が認められているということでございます。

こうしたことから、死亡・重症者の多い低学年の児童については、学校の安全教育だけでは不十分な面があるということが推察されます。

続いて、資料3の「（3）通学路の安全確保に向けた取組」についてでございます。

今申し上げました現状に対しまして、当市においては、これまで「①五所川原市通学路安全防犯プログラムに基づく関係機関との合同点検の実施等」、それから、「②学校における安全な通学路の設定」、「③学校における児童への安全教育の実施」、「④保護者等を中心とした地域における見守り活動」など、大きく4つの対策が講じられてきたところでございますが、②の安全な通学路の設定では、降雪等、気象条件の変化、宅地開発など通学区域内の環境の変化によって、新たな危険箇所が発生する場合や、④の保護者等を中心とした地域における見守り活動では、全ての学校で実施されていない、あるいは実施していても活動を継続することが困難なことが多いといった課題もございます。

こうした課題に対する今後の取組についてであります。資料3の「2 課題解決に向けた取組」に入ります。

これまで取り組んできました4つの対策については、個別に見ますと課題はあるものの、児童の交通事故を未然に防ぐためには、教育委員会、学校に加えて市や関係機関、保護者等が共通の認識を持ってそれぞれの対策に取り組んでいくことが重要であると考えます。

例えば、道路交差点改良などハード面での交通安全対策については、時間を要することが多々ございますが、関係機関等が危険箇所を認識して、抜本的な対策が講じられるまで、通学路の変更であったり安全教育の徹底、保護者等、地域の見守りといった、危険を回避する、そういった対応をとることが重要であると考えます。

本日の会議に先立ちまして、当課では、学校、庁内関係課、それから県民局、警察署とともに、8月16日から昨日まで通学路の合同点検を実施したところでございます。

個別の危険箇所については、この場で説明いたしませんけれども、今般の千葉県の交通事故を受けまして、国が新たに示した合同点検実施要領に基づきまして、見通しの良い道路や幹線道路の抜け道となっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所。それから、大型車の進入が多い箇所。過去に事故に至らなくても、ヒヤリハット事例があった箇所。保護者見守り活動者、地域住民等から市へ改善要請があった箇所。こういった3つの観点についても、学校からの情報を基に点検を実施し、今後合同会議の場で改めて協議のうえ、対策を決定、公表する予定としております。

また、通学路の見守り活動については、当市においては平成31年度をもちまして、緑のおばさんの設置を廃止したところでありますけれども、合同点検で洗い出した危険箇所については、早急に対策を講ずることが困難な場合の対応として、学校支援コ

ーディネーターやPTAを通してボランティアを募集し、登下校時の交通安全を図っていきたいと考えております。

○佐々木孝昌 市長

ありがとうございました。

それでは、これより通学路の安全確保について、それぞれの委員から御意見をお聞かせいただきたいと思います。

まず最初に、奈良委員の方からお願いいたします。

○奈良陽子 教育委員

通学路の安全確認なんですけれども、やっぱり学校の先生方はもちろん、保護者の人や地域住民みんなでの子供の見守り、安全確保が必要だと思います。

特に今、車での送り迎えがすごい増えているので、ぜひ保護者の運転する車も安全に気をつけてほしいです。車で迎えに来るとき、ちょっとスピード出し過ぎとか本当に少なくはないので、普通に歩いてる子たちがいるときは、安全をちゃんと考慮して、保護者の方の安全も見守っていききたいなと思いますね。

やっぱり子供に交通安全、気をつけましょうっていうだけではなく、親子で自分の通学路の危ないところはないかとか、親子で話し合って再確認するのも必要じゃないかなと思います。

○楠美恭寛 教育委員

定期的な点検は、年に1、2回程度行われていると思うのですが、環境が変わったときなどには、その都度、安全の確認をしていかなければいけないと思います。

1つの例としてですが、来月に斜陽館そばの交差点にコンビニができるんですが、交通量が増えることも予想できますし、今現在その交差点には信号もありませんので、登下校時の見守り等の対策を考えたりすることも必要になってくると思います。

対策を考えたいうえで、それでもまだ事故発生の予想が考えられる場所には、ホームページ等で状態を公表したり、学校でも子供たちに危険予知トレーニングなどして活用するなど、一歩先を見た行動をしていかなければいけないと考えます。

○木村吉幸 教育委員

小学校の通学路に関しては、かなりの改善が見られてるとは思います。

ただ、個別の事案としてやっぱり通学路にされていない、近道になり得る抜け道のガードレールの不備、また側溝のふたの欠落など、危険と思われる箇所もかなりあるかと思います。

また、通学バスによる遠距離通学の子供たちに関しましては、途中まではいいんでしょうけれども、バス停から各自の家までの危険箇所というのを念頭に入れた形で、

通学路を選定していただければという意見です。

○佐々木孝昌 市長

ありがとうございました。

それでは丁子谷委員の意見は教育部長にお願いします。

○夏坂泰寛 教育部長

それでは丁子谷委員の意見を御紹介いたします。

安心して登下校できる通学路を確保するため、点検を行い、状況把握することは重要であります。

通学途中に空き家や空き店舗など、危険な状態になっているのであれば事故が起きる前の対策が必要ではないでしょうかという御意見をいただいております。

○佐々木孝昌 市長

ありがとうございました。

それではこの件について教育長の意見を求めます。

○原真紀 教育長

通学路の安全確保に係る現状と課題、そして課題解決に向けた取組について、教育総務課長の説明、さらには各教育委員の皆様から貴重な御意見をいただいて、改めて子供たちの通学時の安全を確保するためには、学校、保護者、警察等の関係機関であるとか、もちろん自治体、地域の関係団体等と連携をとりながら進めていくことが大事だなということを改めて強く思ったところであります。

昨日までに、市内の全小学校の通学路における合同点検が終わったところですが、本当に大切なのはそれを受けての今後の取組ということになります。

基本的には参考資料にもありますけれども、五所川原市通学路安全防犯プログラムに基づいて、子供たちが安全に登下校できるように通学路の安全確保に向けて取組を進めていくことになると思うんですが、プログラムの中にもありますハード対策例、そしてソフト対策例が示されておりますが、全ての必要箇所について、一朝一夕にできるものではないので、各委員から出された意見やもっと広く声も聞きながら、情報を収集して、危険度、緊急度、そういったものを考慮して、ある程度優先順位をつけて進めていくことになるかとは思いますが、仮に優先順位が低いとしても、すぐにできるものであれば、躊躇せずに迅速に対応を講じていきたいというふうに考えております。

そして、プログラムの中にもありますけれども、常にPDCAのマネジメントサイクルをうまく回していかないと、単なる形式的なものになってしまうということも懸念されますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思っております。

最後に私が五所川原市小学校に赴任した平成30年度、このプログラムの中での五所川原市通学路安全推進連絡会議の関係機関として5つ挙がっていました。

それが現在改定されて、市の総務部防災管理課、それから民生部環境対策課、福祉部子育て支援課、この3つの課が加わっております。通学路の安全確保に向けて市長部局と連携していくうえでは、非常に意義のあることだと考えております。

今後、様々な情報を基にして、子供たちの安全確保のために市長部局と連携して進めていければ、大変ありがたいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○佐々木孝昌 市長

ありがとうございました。

この問題は皆様もご存知かと思いますが、先ほど私の挨拶にも入っております、6月末の千葉県八街市で起きた悲惨な事故を受けての問題提起ということでもあります。

ただ、あの場合は通学路の問題というよりも運転手の問題が大きかったわけですが、あそこの通学路の中には、歩道がなかったということで車道と歩道が一体になって、そこに飲酒運転のトラックが突っ込んできたという状態ですので、それはある意味では通学路の整備の問題も入ってくると思っております。

この問題があってから教育委員会の方からもすでに調査したものが上がってきておりますし、栄住民協議会からは、栄小学校の通学路に対する要望というものも上がってきております。このハード面については、市長部局である土木課、あるいは防災管理課も含めてしっかりと対応していきたいと思っております。

今年に入ってですけれども、空き家の所有者わかってるんですけれども、なかなかすぐ解体に応じてくれない。そこは南小学校の鎌谷町から来る子供たちのちょうど通学路になるんですよね。それでバリケードをしましたけれども、非常に建物が危ないということで市が代執行しました。

丁子谷委員からも、意見の中ではなく、やはり市浦小の通学路の中に空き家があるということで、これも非常に危ないということをすでに伺っておりますので、その辺をしっかりとですね、市長部局の方とすれば、ハード面については、やはり土木課、空き家も含めると防災管理課、あとは県道が絡んできますので県、信号に関するものは警察、こういうところでですね、必要があれば市長部局の方からしっかりと働きかけて、ハード面に関する通学路の不備に対するものはしっかりとやりたいと思っております。

ただ、まだ通学に慣れていない1年生2年生、まだまだ自分の身を自分で守るというような年齢に達していないということで、その辺も含めて教育委員会の方では、子供たちに対する交通安全に対する意識の持ち方、そして父兄に対するもの、あるいは学校支援コーディネーターを含めた協力を得ながら、通学を含めた安全の対策をですね、PTA、あるいは支援を受ける地域の住民の方々の協力をいただいております。

ともすると、昔の緑のおばさんを置いてくれないかというような議論がまた出てくることもなきにしもあらずですけれども、市長部局の方では、再びまたそのような配置をするという計画は今のところはありません。

ですので、ハード面では市長部局の方でしっかり対応する、そしてソフト面については教育委員会の方が中心となって、PTA、そして地域のボランティア等も含めてですね、その辺をお願いできればと思っておりますので、この辺については、同じようなことを繰り返さないようにしっかりと協力しながら対応してまいりたいと思っておりますので、今後とも連携を密にしながら、子供たちを交通災害から守っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

以上、今日の日程が全て終了しましたので、事務局にお返しをしたいと思います。

○夏坂泰寛 教育部長

大変お疲れ様でございました。

これをもちまして、令和3年度第1回五所川原市総合教育会議を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

◎閉会（16：21）

〈署名〉

五所川原市総合教育会議の運営に関する要綱第8条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年8月25日

五 所 川 原 市 長

佐々木 孝 昌

五所川原市教育委員会教育長

原 真 紀